

富田林市子ども食堂補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの居場所づくりの推進を図るため、本市内で子ども食堂を運営する団体に対し、子ども食堂補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 子ども食堂 子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくり及び保護者への子育て支援を提供することを目的に、子ども及び当該子どもに同伴する保護者等（以下「子ども等」という。）に対し食事の提供等を行う施設をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人その他の団体とする。

- (1) 1年以上継続して子ども食堂を運営することを予定し、及びその能力を有すると認められる団体
- (2) 本市内に主たる活動拠点を有し、地域活動、子どもの支援に資する活動等を行う団体

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体の構成員に次の各号のいずれかに該当する者が存する団体は、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子ども食堂の運営事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 子ども等に対し調理した食事の提供を行うとともに、学習支援、相談支援その他交流の場の提供を行うこと。

(2) 食事の提供の実施回数は、月1回又は年間延べ12回以上とし、1回当たり1時間以上実施すること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

(3) 1回当たりおおむね10食以上の食事を子ども等に対し提供すること。

2 補助対象団体は、前項の補助対象事業を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 子どもの特性等による限定をしないこと。

(2) 子ども食堂を利用する者（以下「利用者」という。）に参加登録をさせること。

(3) 食事の提供の実施に当たっては、公共施設、民間施設等の地域の理解が得られる場所を利用し、子ども等の利便性及び安全性の確保に努めること。

(4) 食品衛生責任者（資格保持者又は講習受講者）を置き、食の安全及び安心に努めること。

(5) 子ども食堂運営中の事故等に備えて、傷害保険、生産物損害賠償保険等に加入すること。

(6) 営利（利用者からの食材等の実費相当額の徴収を除く。）を目的としないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金の額
設備等経費	補助対象事業を実施するに当たり、整備すべき備品の購入費、施設の改修費等	設備等経費に要した額（20万円を上限とする。）
運営経費	食材費、消耗品費（日用品、学習用品、絵本等）、ボランティア等謝礼金、施設使用料、光熱水費、保険料、印刷費、通信運搬費、修繕費、講習会受講料その他補助対象事業の運営に直接必要な経費として市長が必要と認めるもの	運営経費から補助対象事業に係る収入額を控除して得た額又は1食当たり250円に総食数を乗じた額のいずれか低い方の額（補助金の額が予算の額を超える場合は、当該予算の額を上限とする。）

備考 設備等経費に係る補助金の交付は、1団体につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という）は、

規則第5条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第1号)
  - (2) 団体等概要書(様式第2号)
  - (3) 規則第5条第2号に規定する予算書及び予算書の支出の部の内訳
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の交付の申請があったときは、事業目的、取組内容、予算の妥当性等の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第6条第2項に規定する補助金等交付指令書により、申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を受けた申請団体(以下「補助団体」という。)に対し、必要な条件を付することができる。
- (事業内容の変更)

第8条 補助団体は、やむを得ない理由により補助対象事業の内容を変更するときは、規則第7条第1項に規定する事業計画変更承認申請書を提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、相当と認めた場合は、規則第7条第2項に規定する補助事業計画変更承認通知書により、補助団体に通知するものとする。
- (事業内容の中止又は廃止)

第9条 補助団体は、補助対象事業を中止又は廃止するときは、事業計画中止・廃止承認申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、相当と認めた場合は、補助事業中止・廃止承認通知書(様式第4号)により、補助団体に通知するものとする。
- (状況の報告)

第10条 市長は、必要に応じて補助対象事業の遂行状況等について、規則第8条に規定する事業施行状況報告書の提出を補助団体に求め、必要な指示をすることができる。

(実績報告書)

第11条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第9条に規定する補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第5号)
- (2) 規則第9条第1号に規定する補助事業等の収支決算書及び補助事業等の支出の部の内訳

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の報告書等を受領したときは、書類の内容審査その他必要な調査の上、適当と認めた場合は、規則第10条第1項に規定する補助金等確定指令書により補助団体に通知し、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助対象事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の決定範囲内で一部又は全額の概算交付をすることができる。

3 市長は、第1項の審査により、概算交付を受けた補助金に超過額があると認めるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助団体が規則第11条各号のいずれかに該当し、又はこの要綱に違反したと認めるときは、補助金を交付せず若しくは減額し、又は全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

(責務)

第14条 補助団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報 の 保持 に 努 め る こと。
- (2) 政治的及び宗教的活動を行うことを目的としないこと。
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと。

(書類の整備等)

第15条 補助団体は、補助対象事業に係る帳簿類及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業完了後3年間保存するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年度以降に係る事業から適用する。